

大富士フットボールクラブ 加入申込書

大富士フットボールクラブに入会を希望します。



令和 年 月 日

小学校 年生

フリガナ

児童氏名

生年月日 西暦 年 月 日生

保護者名

印

住所

電話番号

提出先：事務局長に提出してください。

大富士フットボールクラブ 退会届

都合により大富士フットボールクラブの退会を希望します。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者名

印

提出先：事務局長に提出してください。

大富士フットボールクラブ 会則

(名称と所属団体)

第 1 条 本クラブは、大富士フットボールクラブと称し、事務所を事務局長宅に置く。

第 2 条 本クラブは、財団法人日本サッカー協会にチーム・個人の登録をする。
(静岡県サッカー協会・富士宮サッカー協会第四種少年委員会に登録する。)

(目的と活動)

第 3 条 本クラブは、サッカーを通じ少年少女を鍛錬し健全なる身体と精神の育成を目的とする。

第 4 条 本クラブは、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. サッカーの技術指導。
2. 所属団体主催の各種大会出場。
3. 市のスポーツ少年団活動参加。
4. 他団体との交流活動。

第 5 条 本クラブは、少年少女の健全育成を本旨とする民主的な団体とし非営利の基本理念に基づいた自主的組織とする。

(役員)

第 6 条 本クラブの役員は次の通りとする。

代 表	1 名
副 代 表	2 名
監 督	1 名
事務局長	1 名
運営委員	若干名

第 7 条 運営委員は、本クラブを円滑に運営するため次の担当をおく。
指導・審判・渉外・庶務・会計

(役員会)

第 8 条 役員会は、事務局長が必要と認めた時に開催する。

(クラブ員)

第 9 条 本クラブは、小学 1 年生から 6 年生の児童で構成する。

第 10 条 クラブ員となるためには、保護者の同意を得たものでなければならない。

(入・退会)

第 11 条 入・退会するときは、本クラブに文書をもって入・退会届を提出する。

(会費)

第 12 条 会費は月額 3,000 円とする。

第 13 条 納入された会費の払い戻しは行わない。

(経費及び会計年度)

第 14 条 本クラブの、経費は会費及び協力金(後援会補助金)・寄付金その他の収入により運営する。

第 15 条 会計年度は、毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日迄とする。

(会計監査)

第 16 条 会計監査員はクラブ員の保護者より 2 名を選任する。

第 17 条 会計監査員は会計年度末に会計監査を行い、その結果を公表する。

(保障)

第 18 条 クラブの活動における傷害については、スポーツ障害保険の範囲内で保障する。

(その他)

第 19 条 練習・試合会場までの送迎は、原則としてクラブ員の保護者が行う。

第 20 条 前条に該当しない事項は、役員が決定する。

付則 本規約は、西暦 2010 年 4 月 6 日より適用する。